



鳥取県公報

平成18年 2月17日(金)
号外第19号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則	
	(2)(地域課)	1

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 2月17日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県公安委員会規則第2号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表				別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表			
警察署	名 称	位 置	所 管 区	警察署	名 称	位 置	所 管 区
鳥取県	略			鳥取県	略		
鳥取警察署	湯所交番	鳥取市湯所町二丁目	鳥取市のうち湯所町一丁目、湯所町二丁目、丸山町、玄好町、材木町、寿町、新品治町、薬師町、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、	鳥取警察署	湯所交番	鳥取市湯所町二丁目	鳥取市のうち湯所町一丁目、湯所町二丁目、丸山町、玄好町、材木町、寿町、新品治町、薬師町、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、

		相生町四丁目、田島、秋里、松並町一丁目、松並町二丁目、松並町三丁目、田園町一丁目、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、覚寺、円護寺、北園一丁目、北園二丁目、江津及び山城町			相生町四丁目、田島、秋里、松並町一丁目、松並町二丁目、松並町三丁目、田園町一丁目、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、覚寺、円護寺、北園一丁目、北園二丁目、江津及び浜坂の一部（通称山城地区の区域に限る。）
略			略		
浜坂駐在所	鳥取市浜坂二丁目	鳥取市のうち浜坂、浜坂一丁目、浜坂二丁目、浜坂三丁目、浜坂四丁目、浜坂五丁目、浜坂六丁目、浜坂七丁目、浜坂八丁目及び浜坂東一丁目	浜坂駐在所	鳥取市浜坂二丁目	鳥取市のうち浜坂の一部（通称山城地区の区域を除く。）、浜坂一丁目、浜坂二丁目、浜坂三丁目、浜坂四丁目、浜坂五丁目、浜坂六丁目、浜坂七丁目、浜坂八丁目及び浜坂東一丁目
略			略		
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。